

千葉県報

定例
令和5年11月28日

主要目次

告示	一
土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除	一
働きやすい職場環境づくり取組状況調査の実施	一
土地改良事業計画の変更認可(二件)	二
土地収用法に基づく事業の認定	二
千葉県収入証紙売りさばき人の名称の変更	三
公告	三
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(六件)	三
公共測量の実施(五件)	六
公共測量の終了(四件)	七
都市計画道路に関する千葉県都市計画公聴会の開催	八
都市計画用途地域の関係図書の縦覧	八
都市計画高度地区の関係図書の縦覧	八
都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧	八
都市計画地区計画の関係図書の縦覧	九
都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	九
監査委員公告	九
監査の結果に係る措置の内容の公表	九
特定調達公告	九
入札公告	九

告示

千葉県告示第四百五十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、平成二十六年千葉県告示第三百七十三号(土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定)で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の一部について次のとおり指定を解除する。

令和五年十一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定を解除する区域 四街道市もねの里二丁目三八番三の一部(別図のとおり)
 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物
 三 当該区域において講じられた指示措置等 土壌汚染の除去
 (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百五十七号

働きやすい職場環境づくり取組状況調査を実施するので、千葉県統計調査条例(昭和二十五年千葉県条例第一号)第三条第二項の規定により次のとおり告示する。
 令和五年十一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 調査の名称
働きやすい職場環境づくり取組状況調査
- 二 調査の目的
働きやすい職場環境づくり取組状況調査を実施することにより、事業所における仕事と生活との両立等に関する意識や実態の変化を調査し、施策の効果の確認及び今後の施策展開の参考とするための基礎資料を得ることを目的とする。
- 三 調査事項
 - 1 企業の属性
 - 2 長時間労働の削減について
 - 3 年次有給休暇の取得促進について
 - 4 仕事と育児又は介護の両立支援について
 - 5 治療と仕事の両立支援について
 - 6 女性の活躍推進について
 - 7 シニアの活躍促進について
 - 8 テレワークについて
 - 9 職場におけるハラスメントの防止について
 - 10 不合理な待遇差の解消(同一労働同一賃金)について
 - 11 働きやすい職場環境づくりに向けた取組について
- 四 調査の範囲
知事が選定する千葉県内の事業所
- 五 調査の期日
令和五年十二月一日現在で行う。
- 六 調査の方法
知事が、四の事業所の事業主に調査票を配布し、報告を求めることにより行う。
- 七 結果の公表

知事は、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。

千葉県告示第四百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十條第一項の規定により、両総土地改良区の両総地区における土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画の変更を令和五年十一月十六日付けで認可した。

この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この認可の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

令和五年十一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第四百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十條第一項の規定により、千葉市東部土地改良区の千葉市東部地区における土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画の変更を令和五年十一月十六日付けで認可した。

この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この認可の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

令和五年十一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第四百六十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和五年十一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 起業者の名称 山武市
- 二 事業の種類 山武市学校給食センター再整備事業
- 三 起業地
- 1 収用の部分 山武市富田字三日月及び字有明地内
- 2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性

山武市学校給食センター再整備事業（以下「本件事業」という。）は、山武市が、二つの学校給食センターを統合して、新たな学校給食センターを整備する事業であり、法第三十条第三十一号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に該当する。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者である山武市は、本件事業に要する経費について予算に計上し同市の議会の議決を経てきており、完成までの明確な計画の下に本件事業を進めていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有するものと認められる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

本件事業は、山武市が、山武市富田字三日月及び字有明地内の四、九七六・四六平方メートルの土地に学校給食センター（以下「本件施設」という。）を整備する事業である。

同市は、成東学校給食センター及び山武学校給食センターの二つの施設（以下「両施設」という。）において、市内の小中学校の一五校に給食を提供しているが、それぞれ建築後三十年、三十三年を経過し、施設及び設備の老朽化が深刻な状況となっていること並びに部品の製造中止によって厨房設備等の修繕が困難となっていることから、安定した給食の提供に不安が生じている。

さらに、両施設は文部科学省が定める学校給食衛生管理基準（平成二十一年文部科学省告示第六十四号。以下「衛生管理基準」という。）に十分に適合しておらず、衛生管理基準への適合等に要する費用については、建替え集約をする場合と大規模改修をする場合を比較すると、建替え集約をする方が費用を抑えることができる。

加えて、同市における児童生徒数は、山武市学校施設長寿命化計画によると、実績及び今後の推計ともに減少傾向にあることから、両施設について、施設規模の見直しや集約化等が求められる。

本件事業の施行により、両施設は統合され、公共施設の規模及び配置の適正化、維持管理コストの抑制等が図られるとともに、統合に伴う建替えにより、衛生管理基準に適合した新しい施設及び設備となり、安定的かつ安全安心な学校給食の提供が期待される。また、調理場の見学スペースを設置することによる食育の推進や、アレルギー対応の調理室を設置することによる食物アレルギー事故防止への取組が期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び千葉県環境影響評価条例(平成十年千葉県条例第二十六号)に基づく環境影響評価の対象外事業である。

本件事業が生活環境に与える影響については、工事の施工に当たっては、起業者が、防音対策等の措置を講じることから、軽微であると考えられる。

本件事業による動植物への影響については、本件起業地内には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)に該当する種類の希少動植物の生息情報は確認されていないため、軽微であると考えられる。

また、起業地は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)による周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると考えられる。

(三) 事業計画の合理性

起業地の選定に当たっては、建築条件、必要な敷地面積及び各学校への配送時間を考慮して六案が検討されているところ、申請起業地における建設は、駐車場用地取得費を含む事業費や維持管理費等の経済的負担を最も抑えることができることから、申請された案が最も合理的なものであると考えられる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的なものであると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越するものであり、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたとおり、両施設は、施設及び設備の老朽化、衛生管理基準への適合並びに施設規模の適正化の課題があり、安定的かつ安全安心な学校給食を提供するためには、早急に新たな学校給食センターを整備する必要がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に全面的かつ恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。五 起業地を表示する図面の縦覧場所 山武市教育部成東学校給食センター

千葉県告示第四百六十一号

千葉県収入証紙規則(昭和三十三年千葉県規則第十二号)第七条第七項の規定により、次の売りさばき人から名称を変更した旨届出があった。

令和五年十一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

売りさばき人の名称	売りさばき人の	売りさばきの	変更年月日
変更後	変更前	所在地	
オバタ松戸東自動車学校株式会社	株式会社ヨシヤ	松戸市金ケ作四一八番地	令和五年八月一日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十八日まで縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年十一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田富里店ホームセンター

富里市七栄字北新木戸五二五番地二四ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

有限会社鈴木商事 代表取締役 鈴木英吉ほか

富里市七栄五三二番地ほか

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

有限会社鈴木商事 代表取締役 鈴木英吉ほか

<p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等</p> <p>5 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊</p> <p>4 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等</p> <p>3 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊</p> <p>2 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p> <p>1 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫</p>	<p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p> <p>3 有限会社鈴木商事 代表取締役 鈴木英吉ほか</p> <p>2 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等</p> <p>1 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊ほか</p> <p>7 変更年月日</p> <p>令和五年六月二十一日</p> <p>二 届出年月日</p> <p>令和五年十月二十日</p> <p>三 縦覧場所</p> <p>千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十八日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>令和五年十一月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>	<p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等</p> <p>5 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊ほか</p> <p>4 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p> <p>3 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊</p> <p>2 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p> <p>1 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫</p>	<p>7 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫</p> <p>6 変更年月日</p> <p>令和五年六月二十一日</p> <p>二 届出年月日</p> <p>令和五年十月二十日</p> <p>三 縦覧場所</p> <p>千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十八日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>令和五年十一月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>
--	--	---	--

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十八日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年十一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田富里店ホームセンター

富里市七栄字北新木戸五二五番地二四ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

有限会社鈴木商事 代表取締役 鈴木英吉ほか

富里市七栄五三二番地ほか

3 変更前の駐車場の位置及び収容台数

一、〇三〇台

4 変更後の駐車場の位置及び収容台数

六五八台

5 変更前の荷さばき施設の位置及び面積

九〇三平方メートル

6 変更後の荷さばき施設の位置及び面積

九二八平方メートル

7 廃棄物等の保管施設の位置

変更前の開店時刻

8 変更前の開店時刻

午前八時

9 変更後の開店時刻

午前六時三十分

10 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後八時三十分まで

11 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯

12 午前六時から午後八時三十分まで

13 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

十二か所

14 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

九か所

14 変更年月日

(一) 駐車場の位置及び収容台数

令和六年六月二十一日

(二) 荷さばき施設の位置及び面積

平成二十四年七月二十八日

(三) 廃棄物等の保管施設の位置

平成二十四年七月二十八日

(四) 開店時刻

令和五年十月二十一日

(五) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

令和五年十月二十一日

(六) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

令和五年三月九日

二 届出年月日

令和五年十月二十日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十八日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年十一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田富里店ガーデンセンター・ジョイフル本田リフォーム富里店

<p>二届出年月日</p>	<p>二届出年月日</p>
<p>(五) 令和五年十月二十一日</p>	<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和五年十一月二十八日</p>
<p>(四) 令和五年十月二十一日</p>	<p>縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課</p>
<p>(三) 令和五年十月二十一日</p>	<p>縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課</p>
<p>(二) 平成二十四年二月一日</p>	<p>二届出年月日 令和五年十月二十日</p>
<p>(一) 令和六年六月二十一日</p>	<p>三届出の概要 一 届出の概要 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイフル本田富里店資材館 富里市七栄字北新木戸五三二番地三二ほか 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫 茨城県土浦市富士崎一丁目一六番二号 3 変更前の駐車場の収容台数 二〇七台 4 変更後の駐車場の収容台数 五六台 5 変更年月日 令和六年六月二十一日</p>
<p>13 変更年月日</p>	<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課</p>
<p>12 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p>	<p>二届出年月日 令和五年十月二十日</p>
<p>11 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p>	<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課</p>
<p>10 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯</p>	<p>二届出年月日 令和五年十月二十日</p>
<p>9 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯</p>	<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課</p>
<p>8 変更後の開店時刻</p>	<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課</p>
<p>7 変更前の開店時刻</p>	<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課</p>
<p>6 変更後の荷さばき施設の位置及び面積</p>	<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課</p>
<p>5 変更前の荷さばき施設の位置及び面積</p>	<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課</p>
<p>4 変更後の駐車場の位置及び収容台数</p>	<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課</p>
<p>3 変更前の駐車場の位置及び収容台数</p>	<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課</p>
<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p>	<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課</p>
<p>1 富里市七栄字北新木戸五三二番地三一ほか</p>	<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課</p>

<p>一 測量計画機関 千葉市</p> <p>二 作業種類 公共測量(基準点復旧)</p> <p>三 作業期間 令和四年十一月三十日から十二月二十三日まで</p> <p>四 作業地域 千葉市美浜区浜田二丁目</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和五年十一月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>一 測量計画機関 鎌ヶ谷市</p> <p>二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)</p> <p>三 作業期間 令和四年十二月十日から令和五年三月三十一日まで</p> <p>四 作業地域 鎌ヶ谷市全域</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和五年十一月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>一 測量計画機関 富里市</p> <p>二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)</p> <p>三 作業期間 令和四年十二月二十日から令和五年三月三十一日まで</p> <p>四 作業地域 富里市全域</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和五年十一月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>一 測量計画機関 印旛郡栄町</p> <p>二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)</p> <p>三 作業期間 令和四年十二月十五日から令和五年三月八日まで</p> <p>四 作業地域 印旛郡栄町全域</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和五年十一月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和五年十一月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>公共測量の終了</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年三月三十一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和五年十一月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>公共測量の終了</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年三月二十二日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和五年十一月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>公共測量の終了</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年三月三十一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和五年十一月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
--	---	--	--	--	---	---	---

令和五年十一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 白井市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 令和四年十二月十五日から令和五年三月三十一日まで
- 四 作業地域 白井市全域

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年三月二十五日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年十一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 夷隅郡御宿町
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 令和四年十月一日から令和五年三月二十五日まで
- 四 作業地域 夷隅郡御宿町全域

都市計画道路に関する千葉県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。

令和五年十一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 開催の日時及び場所

- 1 日時 令和六年一月二十日 午前十一時から

- 2 場所

赤坂ふれあいセンター(成田市赤坂二丁目一番地一四 ボンベルタ成田店アネック ス館B棟二階)

- 二 作成しようとする都市計画の案の種類

成田都市計画区域に係る都市計画法第十一条第一項第一号に規定する道路に関する都市計画

- 三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び成田市都市部都市計画課

- 2 縦覧期間

令和五年十一月二十八日から十二月十二日まで

- 四 公述の申出の方法及び期限等

- 1 公述の申出の方法

作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、成田市都市部都市計画課(郵便番号二八六―八五八五 成田市花崎町七六〇番地)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。

- 2 申出期限

令和五年十二月十二日

- 3 公聴会に関する問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三)三三七六)及び成田市都市部都市計画課(電話〇四七六(二〇)一五六〇)

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

令和五年十一月二十八日船橋市の変更に係る船橋都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

令和五年十一月二十八日船橋市の変更に係る船橋都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧

令和五年十一月二十八日船橋市の変更に係る船橋都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和五年十一月二十八日船橋市の変更に係る船橋都市計画地区計画海老川上流地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和五年十一月二十八日船橋市の変更に係る船橋都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

監査委員公告

監査の結果に係る措置の内容の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、当該措置の内容を別冊のとおり公表する。

令和五年十一月二十八日

千葉県監査委員	小 倉 明
千葉県監査委員	川 口 明 浩
千葉県監査委員	関 政 幸 憲
千葉県監査委員	岩 井 泰 憲

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものとする。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日

千葉県知事 熊谷 俊人

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 千葉県防災情報システム用機器等 賃貸借 一式

(2) 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結日から令和11年3月31日まで(賃貸借期間は令和6年6月1日から令和11年2月28日までとし、その前後の期間は機器等の導入及び撤去の期間とする。)

(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

(6) (1) から(5) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県防災危機管理部防災対策課 情報通信管理室 電話043(2223)3564

(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portaPublic/>

(3) 入札説明書の交付期間 令和5年11月28日から12月22日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 入札書の提出期限

<p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年1月10日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年1月10日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和6年1月11日午前10時 千葉県庁中庁舎6階防災対策課</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年12月22日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年12月22日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつて契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつて</p>		<p>も、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Computers and Equipment for the Local Area Network Service (Iset) (Lease)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 10 January, 2024</p> <p>(3) Contact point for the notice: Disaster Prevention Division, Disaster Prevention and Crisis Management Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-3564</p>	
--	--	---	--

編集長 長谷川(長谷川知宏) 1 堀 入田

発行者 千葉市中央区市場町1番1号 千 葉 県

購読申込先 〇四三(一一三三) 二六五八